

特集
2

ご存じですか？

屋外広告物のルール



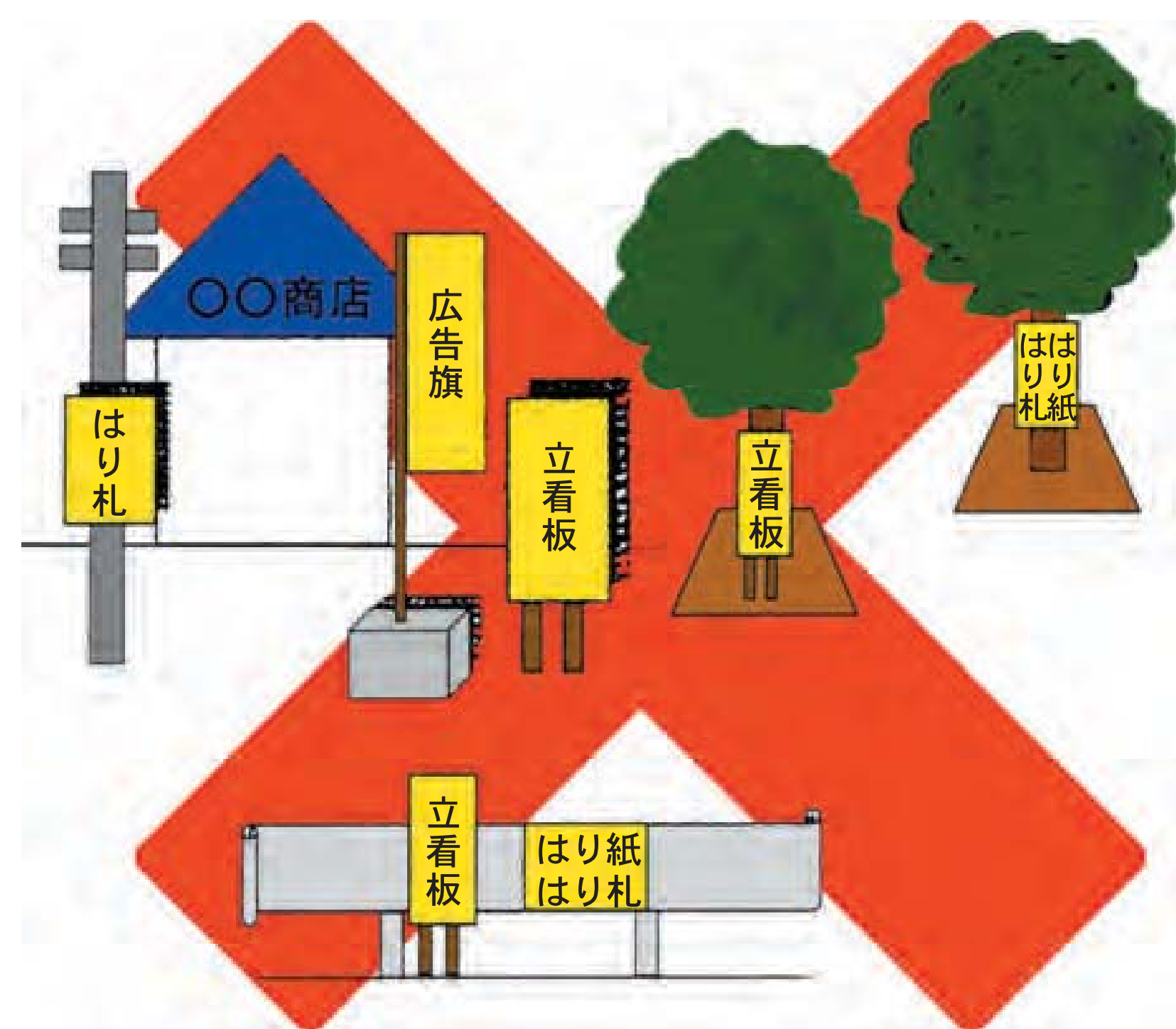
美しいまちづくりのために

はり紙、広告板、ネオン・サインなどの屋外広告物は、私たちの生活に必要な情報を伝えるとともに、まちを活気づける手段にもなります。しかし、これが無秩序に氾濫し、管理もおろそかになると、まちなみや自然の景観を損なうだけでなく、人々に危害を及ぼすおそれもあります。

県では、良好な広告景観の形成を進めるため、屋外広告物条例により必要な規制を行っています。

この条例で広告物を掲出してはならない場所や、掲出にあたってのルールを決めています。

一定の大きさを超えた屋外広告物を掲出するときは、許可申請の手続きと申請手数料が必要で、条例に違反すると、五十万円以下の罰金に処せられることもあります。屋外広告物に関してご不明な点は、広告を表示・設置する場所の各申請窓口までお問い合わせください。



■許可申請窓口

表示・設置場所	許可取扱窓口	電話番号
長崎市内	長崎市まちづくり推進室	095-829-1271(直通)
島原市内	島原市まちづくり課	0957-62-8023(直通)
諫早市内	諫早市土木総務課	0957-22-1500(内2415・6)
大村市内	大村市都市計画課	0957-53-4111(内432)
平戸市内	平戸市都市計画課	0950-22-4111(内2290)
松浦市内	松浦市都市計画課	0956-72-1111(内262)
対馬市内	対馬市管理課	0920-53-6111(内357)
壱岐市内	壱岐市建設課	0920-42-1111(内425)
五島市内	五島市建設課	0959-72-6118(直通)
雲仙市内	雲仙市監理課	0957-38-3111(内2545)
南島原市内	南島原市都市計画課	050-3381-5067(直通)
新上五島町内	新上五島町建築課	0959-53-1111(内153)
佐世保市内	長崎県県北振興局建設部管理第二課	0956-24-1419(直通)
東彼杵町内		
川棚町内		
波佐見町内		
小値賀町内		
江迎町内		
鹿町町内	長崎県長崎振興局建設部管理課	095-844-2181(内232～5)
佐々町内		
長与町内		
時津町内	長崎県県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所	0959-22-0067(直通)
西海市内		

9月10日は屋外広告の日

違反広告物県下一斉点検を実施しました

9月10日は「屋外広告の日」です。昭和49年から関係団体・公共団体による屋外広告業の振興と遵法の精神涵養を目的とするキャンペーンが実施されています。

長崎県でもこの日に合わせて屋外広告物事務の権限を委譲されている市町及び県の各振興局が中心となって、電柱や街灯柱に貼られている違法なはり紙の除却や、道路上に立看板やのぼり旗を設置している店舗への指導など県下一斉の違反広告物点検を実施しました。

また佐世保地区では、屋外広告物に関係のある民間団体と警察・道路管理者など行政と一緒に点検活動だけでなく違法広告物に関する意見交換会を実施しました。

佐世保駅前前の広場に9団体26名が集合し、県北振興局田嶋建設部長と佐世保市保健環境連合会武富副会長からの挨拶のあと、注意事項の説明を受けて点検に出発しました。

駅前を出発して市役所方面に向かって国道を北上し、途中道路上にのぼり旗などを設置している事業者に対して敷地内に戻すように指導したり、電柱に貼られたはり紙をはがしながら天満町まで点検活動を実施しました。

また、まちなかに掲出されている広告物を実際に見て歩いてどのように思ったか、これからどうなっていけばよいかなど、参加者との意見交換会も実施しました。参加者からは、「今後関係機関と協力して違反広告物を減らして良いまちにしていきたい」「もっと屋外広告物のことを市民に伝えるように広報に力を入れてほしい」など様々な意見が出されました。

「屋外広告の日」 違反広告物県下一斉点検の実施状況

参加団体数 39団体
(国・県・市町・保健環境連合会等)

参加人数 386名
除却件数 380件
指導件数 104件

地域の方々のチカラで
まちがこんなに
きれいになるんだね。



清水・大久保小学校区除却推進員の皆さん

官民一体の違反
広告物追放運動

佐世保地区では、昭和60年から地域住民の方に「違反広告物除却推進員」になっていただき、電柱や街灯柱など屋外広告物を掲出してはいけない場所に貼られた「はり紙」や「はり札」などを定期的に除却して回る「違反広告物除却推進運動」を実施しています。(佐世保市のほか、長崎市でも同じ取り組みが実施されています。)

佐世保市の自治会のうち15地区を「除却推進地区」に指定し、合計119名の住民の皆さんに活動していただいています。推進員の皆さんの熱心な活動により、1年間に除却される違反広告物の数も年々減少し、10年前と比べると、除却されている違反広告物の数は五分の一程度まで減りました。